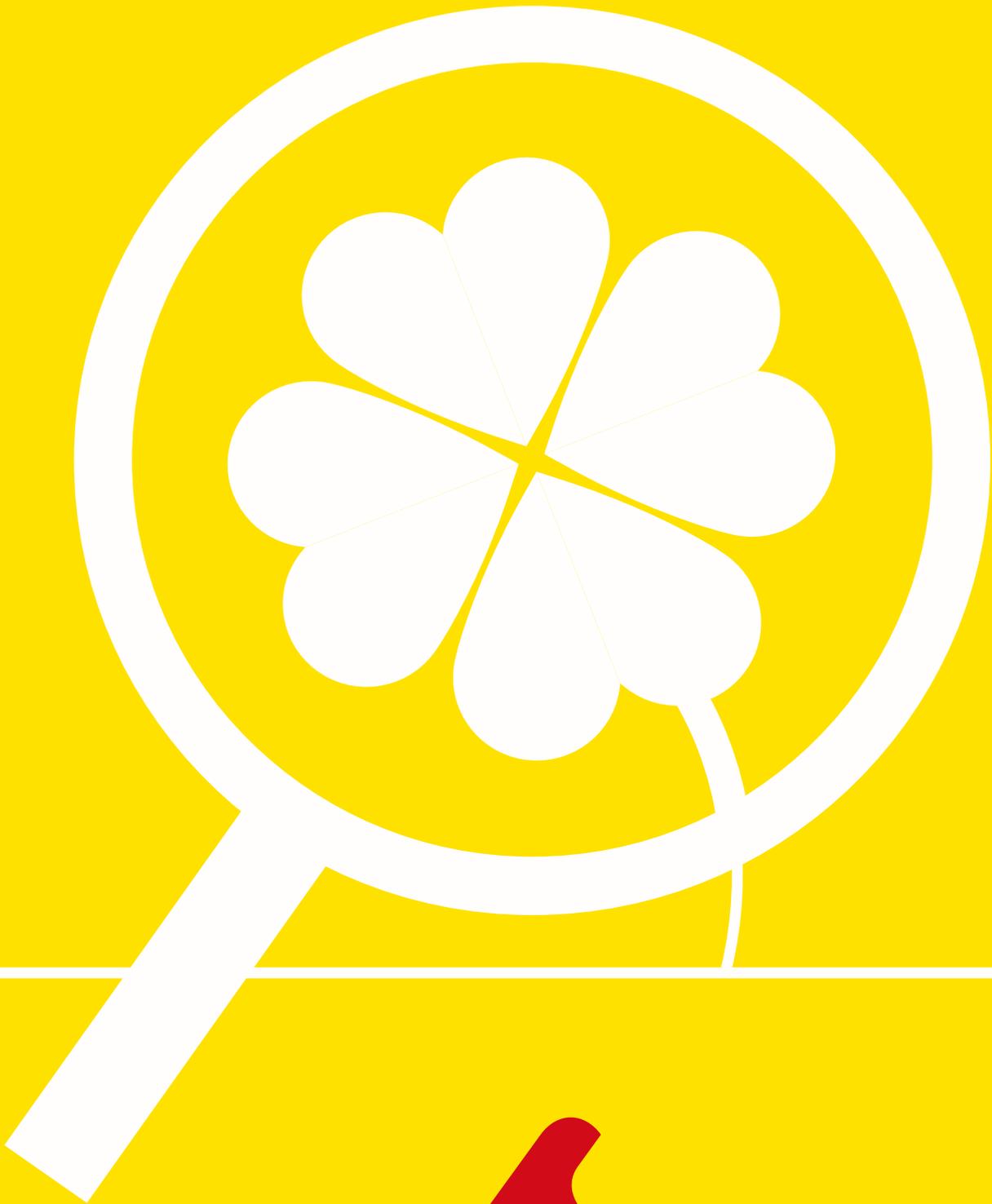


難民支援協会
2010年度 年次報告書

2010.7～2011.6



Japan Association for Refugees

ごあいさつ Foreword

皆様におかれましては、平素より難民支援協会をご支援下さり、厚く御礼申し上げます。また、この度の東日本大震災の犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表すると共に、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2010年度は、震災への対応が大きな出来事として挙げられます。それは、難民支援協会にとって大きな挑戦であり、難民支援活動の意味、やり方や、日本社会にとって難民を受け入れることの意味について、あらためて考え直す機会となりました。

従来からの難民支援の範囲にある、関東在住の難民コミュニティの訪問では、震災後の混乱の中で、難民たちの置かれた脆弱な立場を再認識することとなりました。一方で、多くの難民から、「私も何かしたい」という声が届けられました。その声に後押しされ、難民を日本人や留学生などと共に被災地に派遣する活動が生まれましたが、そこには「支援される」立場だけではない、同じく日

本社会に暮らし、共感を持ち、他の人々に貢献する市民の一員としての彼らの姿がありました。また、法律相談や女性支援などの被災地での活動では、私たちの難民支援活動での経験が、被災地での、特に脆弱性が高い状況におかれている人々への支援においても十分に生きるものであることを認識しました。

一方で、通常の難民支援も続いています。震災により一時的に減少した難民からの相談は、現在はむしろ震災前よりも増えている状況です。2011年度は、震災対応の継続とともに、個別の難民支援にも一層注力し、併せて他の難民支援団体等のキャパシティビルディングや就労支援など、国内の難民を取り巻く状況の改善に向けた事業を拡充していきます。今後とも、皆様からのご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 中村義幸

目次 Contents

ごあいさつ／メッセージ	1
震災から振り返る 2010年―難民のために、難民とともに、	2
東日本大震災 支援活動	3
2010年度 支援実績概要	3
難民への支援（法的支援／生活支援／定住支援）	5
社会への働きかけ（政策提言／ネットワーク／調査研究）	7
難民をより身近な存在に（広報活動／メディア掲載）	9
支援者からのメッセージ、[コラム] 寄付税制改革	11
企業・団体からの主なご協力	12

組織概要

組織概要・役員一覧	13
会計報告	14

*「難民」とは、難民条約により定められており、宗教、国籍、人種、政治的意見、または特定の社会的集団の構成員（たとえば兵役拒否者など）であることを理由に、迫害を受けるおそれを有し、母国へ帰国できない人た

メッセージ

私たち国際拘禁連盟（IDC）は、長年にわたり、難民支援協会（JAR）の活動に、勇気づけられ、また鼓舞されてきました。直面する幾多の困難にも関わらず、日本における難民／庇護希望者に対するJARの支援活動には、敬意を表します。

今年は日本にとって、困難な年だったと言えるかもしれません。年明けに東北地方を襲った地震と津波は、未曾有の被害をもたらしました。被害の影響は、計り知れないほど甚大であり、継続的な支援への参加と多様なステークホルダーによる協調的な取り組みが必要とされました。

私自身は、JARが被災地支援に乗り出し、難民とともに活動するボランティアを募り、被災地支援に貢献していることに、心から感銘を受けました。支援へ参加と、多様性ある統一（unity among diversity）を一步前に進める船出とも言えるかもしれません。難民保護のための活動は、時に乗り越えられないと思えるほど困難なことです。出口の見えない現実を前に、閉口してしまう

こともあります。しかし、情熱と将来への展望を持って、挑戦し続けていけば、超えられない壁はありません。

難民の権利は、政府、国際機関、NGOや市民社会における一人ひとりによって守られなければなりません。それは、終わりのない戦いです。関係者みなが連携した時こそ、難民の保護（プロテクション）を勝ち得ることができるのです。

ここ数年、特に今年は、JARが国内外に強いネットワークを築いてきたことを、身近に見てきました。このネットワークを活用し、今後も進歩し続けていけると確信しています。日本における難民／庇護希望者の保護を目指し、JARのさらなる活躍に期待しています。

グラント ミッチェル
International Detention Coalition (IDC)
Director



震災から振り返る

2010年度（2010/7～2011/6）

難民のために、 難民とともに、

難民支援協会（JAR）は、設立以来、日本にいる難民を支援してきました。今年度は、東日本大震災の支援活動を通じて、「難民を支援する」というミッションを改めて強く認識すると同時に、「難民とともに支援をする」という従来の活動の枠を越えた経験をし、難民の力に大いに助けられた年でもありました。

多くの在日外国人が母国に帰国する中、母国に帰れない難民たち。「忘れられた存在」になっているという危機感を抱くほど、追い込まれた難民もいました。

一方で、「被災地のために何かしたい」という難民の声も、たくさん寄せられました。被災地支援は、そんな彼らの想いに背中を押され始めました。

「自分たちは、家を焼かれ、村を離れざるを得なかった。だから、土地を流された被災者の気持ちがわかる」

難民申請中でボランティアに参加した、あるクルド男性の言葉です。家や土地を失った被災者の痛みと、自身の迫害の経験や記憶を重ね合わせ、「自分にできることはなにか」と考える難民たち。日本社会のメンバーであるという強い意識と責任感に根ざした彼らの想いと行動力に、JARは、支えられ、勇気づけられました。

被災地支援は、スタッフを6人増員し、「支援の届きづらい人」を対象に活動を行っています。被災地の復興には、政府や自治体だけでなく市民社会の力が不可欠です。JARの貢献が、日本における豊かな市民社会実現の一翼を担えればと願い、活動を継続しています。

震災の影響を通じて、難民たちの脆弱な立場を目の当たりにした2010年度。自力でたどり着いた難民や、第三国定住難民のために、難民保護制度のさらなる改善に向け、今後もJARは活動していきます。

東日本大震災 支援活動



千葉県にあるウガンダコミュニティ訪問の様子

難民たちの生活を揺るがした震災 — 「取り残される」という不安

福島第一原発事故が重なり、震災は、関東地域に暮らす難民にも大きな影響を与えました。日ごろからギリギリの生活をしている中、震災で「情報弱者」となり、食料や水などを手に入れられず、不安な状況に陥った難民たち。JARは、震災翌日から難民へ安否確認の電話をし、その後、週3回ほどのペースで、関東近郊で難民が集住する地域を訪問し、物資や情報提供、個別のカウンセリングを行いました。

また、ウェブを通じた多言語（ビルマ語、トルコ語、アムハラ語、シンハラ語、タミル語、フランス語、英語、にほんご）での情報提供も継続的に行いました。

[訪問期間・回数] 3/22- 7/17、22回

[支援人数] のべ372人

[訪問先] 埼玉県川口市、茨城県つくば市、千葉県四街道市、東京都葛飾区など



(左から)
物が消えたスーパー／ウェブでの多言語発信サイト／陸前高田市でのボランティア作業／難民申請中でボランティアに参加したクルド難民

難民のボランティア派遣事業 — 陸前高田で生まれた新しい絆

被災者へ共感する難民たちの想いから始まったボランティア派遣事業。日常的に社会との接点が少ない難民にとって、自身が社会に存在することを確認する機会を作ることができました。ともに汗を流し瓦礫撤去を行った他の参加者からは、「難民の人から元気をもらった」「難民のこと、これからもっと知っていきたい」との感想をもらいました。いまだに残る「難民」への偏見や社会からの無関心。しかし、被災地では、新たな絆が生まれつつあります。難民支援が、日本社会全体のためにもなることを強く感じると同時に、難民の社会的統合のための支援が必要であることを改めて認識しました。

[派遣人数] 657人（うち難民107人）

[難民の出身国] ウガンダ、トルコ（クルド）、ミャンマー（ビルマ）、ネパール、エチオピアなど

2010年度JARの支援実績

■ 支援件数

(単位：件,%)

個別相談	法的支援	前比	生活支援	前比	合計	前比
事務所	768	93	1,072	87	1,840	89
外部同行	81	70	247	75	328	74
電話	—	—	—	—	8,984	105
計	849	90	1,319	85	11,152	101

グループ・コミュニティ支援	前比
件数	44 / 314
人数	796 / 153

2010年度 支援件数 総計	前比
11,196	101

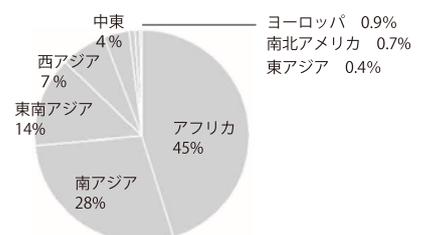
■ 来訪相談者数

604人
[男性] 483人
[女性] 121人

■ 来訪相談者 国籍数

[国籍数] 38ヶ国

■ 来訪相談件数 地域別内訳



支援の行き届きづらい人へ、どう支援をするか。 JARが「難民支援」で培ってきた視点です。



紙芝居で復興支援制度を伝える —弁護士による法律相談

陸前高田市を中心に、4月からほぼ毎週末、避難所や仮設住宅で、

弁護士による法律相談を行っています。難民支援に関わりのある弁護士作成の紙芝居を使った情報提供はわかりやすいと好評です。法律に関する「情報弱者」が出ないよう、随時更新される情報を継続して伝えています。

[活動場所] 岩手県陸前高田市、宮城県石巻市

[活動回数] 110回 [相談者] のべ2,041人



外国人被災女性への就労支援 —ホームヘルパー2級を目指して

外国人被災女性を対象に、6月からヘルパーとしての就職を目指す

支援を実施しています。気仙沼市、陸前高田市、大船渡市在住の外国人住民へ呼びかけ、18人（フィリピン出身12人、中国出身5人、チリ出身1人）が現在勉強中です。日本語教師や介護福祉士など専門家による勉強会の開催や、やさしい日本語による補助教材の作成など、言葉の面を中心に支援を行っています。



“オンナのなつても袋” —女性の視点から考える

「夜中、暗い仮設トイレに行くのが怖い」「生理中でお風呂に入り

づらい」。悩みを抱えた女性たちが孤立しないよう、女性にとって必要な物がなんでも入った“オンナのなつても袋”の配布や、助産師や看護師によるからだのお悩み相談会を行っています。

[袋の中身] 携帯用ビデ、尿漏れパット、防犯用の笛、防犯啓発パンフ、緊急時ホットライン記載カードなど（年齢別に3種類）

[配布個数] 4,300セット

< ボランティアに参加した難民の声 >

アントニー・ナニユンバさん/ウガンダ出身

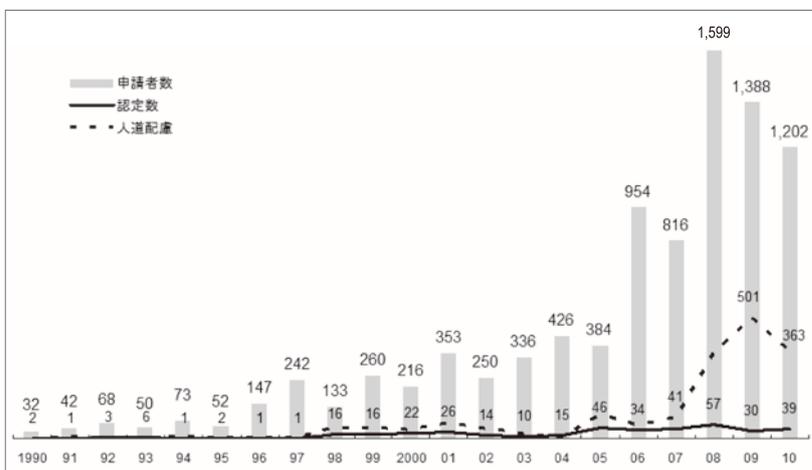
難民である私は、土地を追われ避難しなくてはならない人の気持ちを知っています。震災が起こり、社会のメンバーとして何ができるか考え、被災地でのボランティアに参加しました。それは、社会に対する責任と、お世話になった日本への恩返しをしたいという気持ちからです。

母国に帰れない私たち難民にとって、日本は「母国」のような存在。難民により開かれた日本社会の実現を目指し、市民の方々とともに活動していきたいと思っています。



*期間を明記していない実績は4月末から11月半ば現在

■ 日本における難民申請者数・認定数の推移



支援現場からみる 2010 年度の傾向

震災後、原発の影響をおそれて日本の難民申請者は減ると予想されましたが、実際には、一時的に減少したものの、震災後も JAR への相談者数は増加しました。

JAR の事務所では、例年通り、すでに日本にいる難民からの申請、また震災後來日しての申請など、さまざまなケースの庇護希望者が相談に訪れました。

震災後の訪問事業の実施や日本語教室の強化から、グループ・コミュニティへの支援回数が大きく前年を上回りました。

難民への支援



法的支援

弁護士との連携を強化し、難民認定手続きや訴訟の諸手続きがスムーズになされるよう努めています

震災後、相談件数増える

2010年度は、新たに346人の難民および庇護希望者の登録を行い、相談室では768件の法的カウンセリングを提供しました。3月の震災により一時的に来訪者が減少しましたが、その後相談件数は上昇しました。

震災後に実施した難民訪問事業では、372人に支援を行い、うち2人を新規の難民申請につなげることができました。2人とも、母国から逃れてきたものの、日本でどう助けを求めたら良いのかわからず、2年間、人目を逃れて暮らしてきました。

未だ十分には周知できていない難民申請手続きに関する情報や、難民支援団体としてのJARの存在。支援を必要としている難民へ、積極的に知らせていくことの重要性を改めて実感する機会となりました。

弁護士との連携強化

—空港における難民申請へのアクセス向上を目指して

2010年12月に、日本弁護士連合会と千葉県弁護士会、UNHCRと連携し、成田空港のある千葉県で、弁護士向けに空港での対応に関する研修会を開催しました。

外国から来た庇護希望者が、難民申請を行うことがで

きず、空港でそのまま母国に送還されているのではないかと懸念は、従来からあります。空港における難民申請へのアクセス確保は、庇護希望者が難民申請できないまま迫害が待ち構える母国へ送還されるという、最悪の事態を回避するために重要な課題です。

研修会では、入国管理および難民認定手続きの概要、空港および入管収容施設での支援などについて、約30人の弁護士が知識を深めました。今後は、空港での難民申請を促す体制（情報提供、専門家による支援）の整備に向け、関係者との連携をより強化していきます。

国別人権状況のメーリングリスト作成

JARが受ける相談の中で比較的多い、難民申請者の出身国（東アフリカの2か国）について、メーリングリストを作成しました。

支援する側が、難民の出身国別人権状況を把握することは、最低限必要なことですが、随時変化する情勢を見極めるのは、簡単ではありません。メーリングリストは、弁護士など協働する専門家と、より効率的に情報共有をし、支援体制を強化するために活用しています。



(左から) 住居探し同行の様子／クルド女性の日本語教室
(中上) 防災ワークショップ
(中下) 弁護士向けの研修会
(右) 日本で暮らす難民のためのサバイバル・ハンドブック 仏語版

難民が、日本で、自立した生活を安心して送れるよう支援します

難民支援協会（JAR）はこれを実現するため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との事業実施契約パートナーとして、法律・生活の両面から、難民への支援を行っています。

生活支援

難民申請者の「医・職・住」と教育を中心に生活面でのあらゆる相談と支援を行っています

セーフティネットの拡充

ー「緊急サバイバル・パンフレット」作成

難民申請者へ提供される公的支援は、申請者全員が受給できるわけではない上、支給までには数ヶ月間かかります。そのため、公的支援が届かない部分を JAR 含め民間が埋めざるを得ないというのが実情です。

今年度は、難民の「医職住」を確保しながら福祉の向上を図ることを目的とし、難民のセーフティネットを拡充する事業を実施しました。事業では、ホームレスとなった難民 46 人へシェルターを提供するとともに、医療ニーズの高い難民 47 人に対する、医療機関の受診調整・同行支援を行いました。

一方で、支援に頼らず、「自力」で生き抜く力を持っている／持たざるを得ない難民もいます。JAR は、日本で最低限の生活を送るにあたって必要な情報を盛り込んだ「サバイバル・パンフレット」を、4ヶ国語（日本語、ビルマ語、フランス語、英語）で作成しました。また、地域で孤立しがちな難民のべ 21 人を対象に、グループワークを実施しました。

今後は、関西の NGO と連携し、対象地域を関西にも拡げ、難民に対するセーフティネットの更なる拡充を図る予定です。

難民の無料低額医療

ー神奈川でも実施が実現

多くの難民申請者は、国民健康保険に加入できず、生活困窮ともあいまって、医療へのアクセスが困難な状況にあります。今年は、日々の地道な交渉が実り、保険未加入者の難民が無料で医療を受けられる病院を、新たに神奈川県で開拓することができました。

病院など医療従事者と協働し、難民の無料低額医療を促進していく取り組みは、昨年度から行っています。昨年の東京都社会福祉協議会との連携に続き、今年度は、神奈川県医療福祉施設協同組合との連携により、実現することができました。

定住支援

難民同士の支えあいを目指し、個々が自立できるよう支援しています

ビルマコミュニティリーダー向けに3回開催したセミナーでは、彼らの要望をもとに、ビジネスマナー、メディア対応のほか、防災・放射能をテーマとしてのべ 100 人以上が学びました。

弱い立場に置かれがちなクルド難民女性に対しては、エンパワメントを目的とし、手工芸品製作のワークショップを行っています。毎月1回集まり、より人気が出るような作品作りを目指し、メンバーで話し合っています。さまざまな人との交流、製作物への評価などを通

じて、互助や社会参加への意欲が高まりました。毎月2回開催している日本語教室では、参加者が少しずつ増え、日本語での電話連絡などに自ら対応できるようになりました。特に、震災後には日本語教育の意義を実感したようでした。また、地元のお祭りに参加するなど地域での交流促進にも心がけています。

これらの取り組みを強化するため、7月からは「定住支援部」を立ち上げ、さらに自立に向けた支援を発展させていく予定です。

社会への働きかけ

—政策提言、ネットワーク、調査・研究

2010年から2011年にかけては、日本、また世界で大きな動きがあった年でした。

世界では、チュニジアの政変に始まったいわゆる「アラブの春」によって、多くの独裁政権が倒れました。それによる難民の流出により、難民の数は増加に転じました。自然災害による避難民も増える一方の状況です。

日本では、2010年9月にアジアで初となる「第三国定住」による難民受け入れが始まりました。また、2011年は、難民条約に加入して30周年でした。過去の実践を振り返るとともに、難民保護制度のさらなる改善と第三国定住難民受け入れの充実に向け、社会への働きかけを行いました。

第三国定住受け入れ、開かれた議論から —シンポジウムを開催

2011年1月22日に、第三国定住難民の研修先である東京都新宿区との協働で「新たな難民受け入れと新宿区」と題したシンポジウムを開催しました。第三国定住受け入れに関する米国視察の報告を交え、地域での受け入れの課題について議論しました。

同6月20日「世界難民の日」には、JARも参加メンバーであるなんみんフォーラムが主催し「日本の難民保護の30年—これまでの道のりと今後の展望」と題したシンポジウムを開催しました。政府からは法務省、外務省からも参加があり、難民の受け入れや制度改善に積極的な発言もありました。

第三国定住の受け入れに関しては、あるべき受け入れの姿や、その体制について、市民社会との対話が不十分だと指摘されています。試行を終える3年後のヴィジョンについて、今後もJARは積極的に議論に参加し、より良い受け入れを目指し、政府への働きかけを行っていきます。

アジア太平洋地域におけるネットワーク強化 —韓国の新難民保護法に注目

今年度は、数多くの難民が生み出されているアジア太平洋地域におけるネットワーキングに注力しました。アジアでは、難民保護制度の変更や市民活動の活発化によるNGOの増加など、難民受け入れを取り巻く環境が大きく変化しています。

JARは、アジア太平洋地域のNGOが集まる国際会議に参加し、各国での課題・成功事例の共有化や協働での政策提言について話し合いを行いました。特に注目すべきは、韓国における制度改正に向けた動きです。韓国のNGOとの交流を通じ、同国における新難民保護法の成立に向けた政策提言活動について学びました。

UNHCR・NGO年次協議会に今年も参加 —日本にいる難民、ともに出席

2011年6月にジュネーブで開催されたUNHCR・NGO年次協議会には、日本からJARを含む5団体・7人が参加。初めて難民も参加しました。サイドミーティングでは、震災後の難民の困難や被災地ボランティアでの難民の活躍について紹介し、大きな共感をえました。

参加した難民は、在日難民の自助組織RCCJ（難民連携委員会）のメンバーです。難民当事者が国籍を越えて集まり、2010年に設立されました。このような機会の提供を通じ、難民による自助組織のキャパシティビルディングにつなげていきます。

さらに、同じくジュネーブで開催された第三国定住に関する国際会議にもスタッフ2人が参加しました。各国の取り組みを学ぶとともに、日本において実施されているパイロット事業の現状や課題についても意見交換を行いました。



(左から)

スウェーデンにある未成年の難民のためのシェルター
 難民研究フォーラム公開シンポで発言する在日ビルマ難民
 アジア太平洋地域の NGO が集まった韓国での国際会議
 NGO 研究会でのワークショップ

少数者の権利保護の観点から

－「マイノリティ支援」研究会を実施

外務省 NGO 研究会「マイノリティ（少数者）支援」の事務局団体として、海外からのゲストを招いたシンポジウム、研究会を実施しました。「マイノリティ支援」とは、少数者の権利を保護するという視点を持つて行う支援のあり方で、JAR の活動の指針となる考え方です。従来の緊急人道支援においては、緊急を要するために効率性のみが優先され、いわゆる可視化できる人、マジョリティ（多数者）に対して、優先的に支援が実施される傾向にありました。

たとえば、被災地で配給を行う際、だれもが配給の列に並べるわけではありません。健康な男性と比べて、配給から漏れてしまうおそれのある人たちもいます。女性（とりわけ保守的な文化の中で男性の同伴なしでは外出ができないなど）、障がい者、子ども、高齢者、そもそも配給のチラシを読むことができない（文字が読めない）人などが一例です。海外の支援現場で起こるこの事態は、東日本大震災の被災地でも見受けられました。

研究会では、アフガニスタン・南スーダンの現場報告をもとに、基準の運用について議論しました。日本における難民支援にも大いに還元できる内容でした。

調査・研究

難民研究フォーラム

－日本初、難民研究の専門誌創刊

「難民研究フォーラム」は、多角的な視点から国内外の難民の現状や難民政策に関する学際的な研究を行い、難民に寄与することを目的として 2010 年 6 月に設立しました。JAR が事務局を担っています。

同 6 月には、「世界難民の日」に合わせて「難民の地域での受け入れ」をテーマに公開シンポジウムを開催しました。フォーラム世話人の本間浩はじめ、多分野から講師 6 人が登壇し、130 人近い参加者が集いました。

2011 年 10 月には、「第三国定住」を特集した『難民研究ジャーナル』を創刊。特別寄稿として「難民と被災地をつなぐもの『難民研究』を問い直した東日本大震災」をフォーラム編集委員で執筆しました。



スウェーデンでの難民受け入れ 研修報告

－未成年、女性などを積極的に受け入れ

2011 年 2 月 19 日から 3 週間、外務省主催「NGO 長期スタディ・プログラム」にスタッフ小川昂子が参加し、スウェーデンで現地の難民受け入れについて学びました。現地では、国際 NGO カリタス・スウェーデンの協力で、連携する支援団体、政府機関、地方自治体、UNHCRなどを訪問しました。

未成年者や女性など、より保護の必要性が高い難民を積極的に受け入れるという方針が、国際的な評価を得ているスウェーデン。人道的理念に基づいた制度や、NGO と政府の良好な協働関係が印象的でした。また、難民のメンタルヘルス、トラウマケアや、定住後の文化的差異への配慮の重要性を改めて認識しました。

難民をより身近な存在に

— 広報活動、メディア掲載

「難民アシスタント」の活躍 — 講座の卒業生から広がる支援の輪

定番になった難民アシスタント養成講座は、今年で1,500人を超える「卒業生」を輩出しました。震災を受けて実施した難民のコミュニティ訪問事業では、21人の卒業生が「難民アシスタント」として参加し、現場で難民への聞き取りなどを行いました。参加したある女性は、「実際現場を見て、想像以上に大変な状況だということを感じた。難民支援への気持ちがより強くなった」と話してくれました。



上級編でのワークショップ

今後は、難民アシスタント養成講座の卒業生が、より活動に関わっていただけるような仕組みづくりに力をいれていきます。



(上) オヤのグリーティングカード



(上左) チャリティコンサート「SOCIO MUSICA OP.3」

(上右) 被災者及び難民支援 TOEIC セミナー
(右) 第三国定住をテーマにした新宿区でのシンポジウム



気軽に参加できるイベントでの発信 — オヤカフェ、チャリティ・コンサート

「日本にいる難民のこと、知ってますか？」と講演会でたずねると、手が挙がるのは多くても5割ぐらい。今年度は、新たな支援者との出会いを求め、気軽に知ってもらえるイベントの開催に力をいれました。

オヤカフェは、クルド民族の伝統的なレース編み「オヤ」を入り口に、在日クルド難民の置かれた現状を知ってもらうカフェイベントです。参加した20代女性からは「オヤに興味を持って来てみたら、日本にも難民がいると初めて知りました」と感想をいただきました。

チャリティ・コンサートでは、同じように迫害を受けたメンデルスゾーンの音楽や人生を通じて、現代に生きる難民の現状を知っていただく機会を作ることができました。

主なセミナー・シンポジウム・講座

- シンポジウム「日本の難民保護の30年—これまでの道のりと今後の展望」／2011. 6
- 被災者及び難民支援 TOEIC セミナー 600点突破のための1日集中型セミナー／2011. 5
- チャリティ・コンサート SOCIO MUSICA OP.3～メンデルスゾーンの恩恵／2011. 4
- シンポジウム「新たな難民受け入れと新宿区—第三国定住開始にあたって私たちにできることを考える」／2011. 1.22
- オヤ・カフェ in PRONTO — 難民から学ぶ世界の文化／計3回
- 難民アシスタント養成講座・基礎編、上級編／計3回
- 活動説明会／計10回

そのほか、外部からの依頼も含め、全国各地の大学、企業で約80回の講演やイベントなどを行いました。



メディア掲載

震災後の難民の状況に関する発信や、被災地支援に関する問い合わせへの対応により、110件ほどのメディア掲載を実現しました。また、これまであまり掲載がなかった雑誌、ラジオ、ブログなど、多岐にわたるメディアをつうじて、幅広い層に向けた発信ができました。

新聞

掲載日	掲載紙	タイトル
2010年10月3日	東京新聞	「日本初の難民『第三国定住』 基準や待遇も課題」 事務局長石川えりコメント
2010年10月6日	朝日新聞	論説委員室「難民の起業支援」 JARのマイクロファイナンス紹介
2010年12月16日	The Japan Times	"Pilot resettlement program put to test with first Karens"
2011年1月18日	東京新聞	「難民条約に加入、30年 制度の"壁" 過酷、再点検を」
2011年1月23日	朝日新聞	「難民受け入れのあり方考える 新宿でシンポ」
2011年3月18日	読売新聞	「在日難民の心つむぐ、伝統レース編み オヤ」
2011年4月18日	西日本新聞	「非常時にも配慮したい 外国人支援」 JARの多言語震災情報ウェブサイト紹介
2010年7月2日	毎日新聞	「境遇一緒・・・助けたい 陸前高田 難民ら被災地支援」

テレビ・雑誌

放送日/掲載日	媒体	番組名・内容
2010年7月3日	NHK	NHK ニュース/国際シンポジウム「変わる日本の難民受け入れと地域社会」の様子
2010年9月29日	朝日ニュースター・CS	ニュースの深層/第三国定住をテーマに、事務局長石井宏明が生出演
2011年1月	雑誌「クロワッサン」	事務局長石川えりインタビュー
2011年4月	雑誌「ソトコト」	オヤを通じたクルド難民女性支援
2011年5月11日	NHK	NHK WORLD / Left in The Dark (震災後、暗闇に取り残された難民たち)
2011年5月13日	NHK	おはよう日本/難民と行う被災地ボランティア

学生ボランティアの活躍 ～J-FUN Youthによる難民カフェ

「学生にもできる、学生だからできる」難民支援を行う団体、J-FUN Youth。より多くの人に難民のことを伝えたいとJARと共催で、難民をゲストにカフェで交流する「Café de NAMMIN」を開催しました。

JARスタッフが講師として参加した定例勉強会では、学ぶだけでなく、メンバーそれぞれが解答のな

い難民問題に対し議論する姿が印象的でした。

最近、学園祭で難民をテーマに展示をしたいなど、学生から問い合わせが増えています。これからも、若い力と連携し、難民支援の輪を広げる新しい取り組みを行っていきます。



難民支援協会の活動は 多くの方々に支えられています



フリーマーケットでの売上を寄付くださった清泉女子大学の皆さん

今年度は、被災地でのボランティア派遣事業をつうじて、新たにJARの活動に関わってくださる方との出会いがありました。

難民とともに被災地で汗を流し、「難民の人から元気をもらった」「難民のこと、これからもっと知っていききたい」とそれぞれの思いを語ってくれた、たくさんの学生に出会いました。震災後、JARのために何かしたいと、留学生インターンが企画したイベント「Show your colors」では、200人ほどが駆けつけてくれました。

難民の生活を継続的に支える「難民スペシャルサポーター」は、第三国定住による社会の注目もあり、昨年から3割増加しました。法人の皆さまからは、寄付、プロボノ、チャリティ・イベントの開催などによる幅広い支援をいただきました。従来からの寄付者の皆さまには、震災後、真っ先に難民の状況を察し、たくさんの手厚いご寄付・ご支援をいただきました。

寄付税制改革、JARも支持します！ —市民がより公益を担い、目指す社会を作る

2011年6月に、NPO法（特定非営利活動促進法）と寄付税制が大幅に改正されました。1998年のNPO法制定後、2001年に導入された「認定NPO法人」制度（NPO法人への寄付に対する税制優遇）は、認定基準の複雑さからメリットを受けられない団体が多い状況が続いていました*。今回の改正で、NPOの認定が取得しやすくなり、税制のメリットも大きくなりました（右参照）。

この改正により、市民が納税の代わりに、社会の公益のために自らの意志で自らのお金を使う選択肢が大きく広がることになります。

JARはすでに認定NPO法人格を取得していましたが、より多くのNPOの基盤強化が市民社会のために重要と考え、シーズ**の正会員として今回の改正を支持してきました。寄付者の皆さま（個人・法人とも）においても、従来よりも大きな税控除が得られることになりました。今後もより一層のご支援をお願いいたします。

* 2011年8月1日時点で、認定は231団体（NPO法人全体の0.5%）

** シーズ：NPO法人シーズ・市民制度を支える制度をつくる会

難民スペシャルサポーターの声

原由香里さん

知人の紹介でJARの活動を知るまで、難民問題についてほとんど関心がありませんでした。難民アシスタント養成講座を受講し、日本における難民の生活の現実を初めて知り、寄付者として以外でも支援活動をしていこうと思いました。

被災地ボランティア活動では、黙々と真剣に作業する難民の方の姿を見て、心が熱くなるとともに、「がんばろう」という思いが強くなりました。これをきっかけに、「難民の方を支援する」というよりも、「難民の方と共に協力しあい助けあう」ことを行っていきたいと考え始めました。

今後も、難民の自立をめざして積極的に活動を続けるJARを支援し続けるとともに、難民が、一日も早く、日本で安心して自立した生活ができるように、活動に参加していきます。



《寄付税制改正の主なポイント》

1. 認定基準の緩和

3,000円以上の寄付を100人以上から集めれば、対象となる。新設の団体の場合、3年間は認定NPO法人と同様の優遇が受けられる「仮認定」制度も導入（2012年度から施行）。

2. 「税額控除」の導入

従来は、寄付額の一定割合を「所得」から控除していたため、税率によっては大きな優遇はなかった。今回「税額」からの控除が導入され、税率にかかわらず、税金から寄付額の最大50%（住民税含）を直接引くことが可能となった。（上限あり）

なお、震災支援活動への寄付に関しては、2011年4月に特例が認められ、

i. 個人の場合、控除上限額が所得の80%へ倍増、ii. 法人の場合、寄付金の全額を損金算入可能となった。JARもこの特例の対象団体として認められている。

* 詳しくはJARウェブサイトをご覧ください。

<http://www.refugee.or.jp/support/recognition.shtml>

企業・団体からの主なご協力 (50音順)

■ 事業実施契約パートナー

- ・国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

■ 助成金・委託等

- ・外務省
- ・NPO 法人国際協力 NGO センター
- ・国際交流基金日米センター
- ・笹川平和財団
- ・公益社団法人シビックフォース
- ・NPO 法人ジャパン・プラットフォーム
- ・真如苑
- ・社団法人青年海外協力協会
- ・財団法人日本国際協力システム
- ・日本福音ルーテル社団
- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・三菱財団
- ・郵便事業株式会社
- ・立正佼成会一食平和基金

■ 寄付・支援金等

- ・NPO 法人アユス仏教国際協力ネットワーク
- ・株式会社アップルツリーファクトリー
- ・犬養道子基金
- ・NPO 法人エキスパートチャリティアソシエーション
- ・株式会社お問合せポータル
- ・花王株式会社
- ・花王ハートポケット倶楽部
- ・グリーンフラスコ株式会社
- ・KDDI 株式会社
- ・宗教法人孝道山本仏殿
- ・ゴールドマン・サックス証券株式会社
- ・NPO 法人国際協力 NGO センター
- ・在日米商工会議所
- ・GE ヘルスケア・ジャパン株式会社
- ・シャノンマーレエ ソーシャルファンド
- ・The Japan Times 読者募金委員会
- ・真如苑
- ・ついでる株式会社
- ・東京チャリティーカップ 2010
- ・難民支援基金
- ・日蓮宗国際協力基金
- ・NPO 法人パブリックリソースセンター
- ・FIT チャリティ・ラン
- ・財団法人毎日新聞東京社会事業団
- ・株式会社ミスティー
- ・立正佼成会一食平和基金
- ・連合 愛のキャンパ

■ プロボノ*

- ・アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
- ・外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイアーズ法律事務所
- ・クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業
- ・株式会社サーチアンドサーチ・ファロン
- ・有限会社チャンネル・アカデミー
- ・ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ポール・ワイス・リフキンド・ワートン・ギャリソン外国法事務弁護士事務所
- ・モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所 (外国法共同事業事務所)

■ 物品協力等

- ・花王株式会社
- ・財団法人国際教育振興会 日米会話学院日本語研修所
- ・セカンドハーベスト・ジャパン
- ・富士ゼロックス東京株式会社
- ・株式会社ユニクロ
- ・立正佼成会 泉州教会

■ その他のご支援

- ・株式会社アルーシャ
- ・カトリック東京国際センター
- ・かながわ湘南ロータリークラブ
- ・J-FUN Youth
- ・書泉グランデ
- ・ソーシャル・アーティスト・ネットワーク
- ・鶴見大学
- ・株式会社トーハン
- ・パルシステム東京
- ・プランタン銀座
- ・株式会社プロントコーポレーション
- ・株式会社法学館
- ・升本酒店

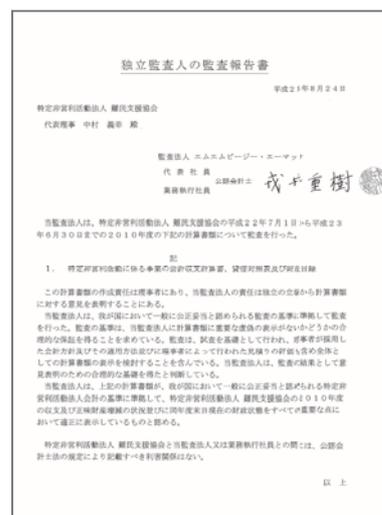
* プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等がその専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

* 紙面の都合上 5 万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

組織概要・役員一覧

【組織概要】

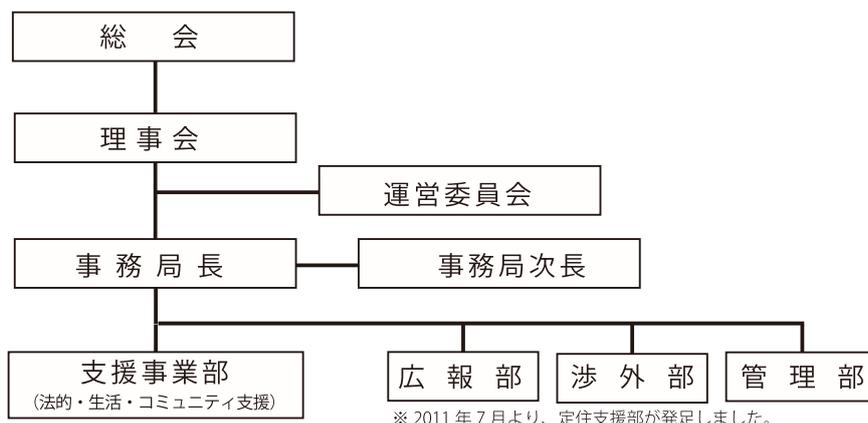
正式名称：特定非営利活動法人 難民支援協会
 英語名：Japan Association for Refugees
 代表理事：中村義幸
 設立：1999年7月17日
 法人格取得：1999年11月16日
 認定NPO法人取得：2008年5月1日
 事務局有給職員数：26人（非専従職員を含む）



【受賞歴】

2005年10月 優秀志民活動賞（社団法人 東京青年会議所）
 2006年1月 第20回東京弁護士会人権賞（東京弁護士会）
 2007年9月 第1回共生・地域文化大賞 優秀賞（浄土宗）
 2009年8月 第21回毎日国際交流賞（毎日新聞社）

【組織図】



※ 2011年7月より、定住支援部が発足しました。

【役員一覧】

代表理事 中村義幸・明治大学理事
 副代表理事 吉山昌・難民支援協会事務局員
 常任理事 石井宏明・難民支援協会事務局員
 理事 石川えり・難民支援協会事務局長／佐々木英昭・難民支援協会事務局員／関聡介・弁護士／
 滝本哲也・団体職員／道家木綿子・臨床心理士／永峰好美・会社役員／新島彩子・会社員／
 野村留美子・団体職員／濱田元子・新聞記者／藤本俊明・大学教員
 監事 小田博志・大学准教授／難波満・弁護士
 上級顧問 本間浩・大学名誉教授
 顧問 新垣修・大学教授／市川正司・弁護士／鈴木雅子・弁護士／森恭子・大学准教授・社会福祉士／
 森谷康文・大学教員・精神保健福祉士

(2011年6月30日現在)

参加しているネットワーク

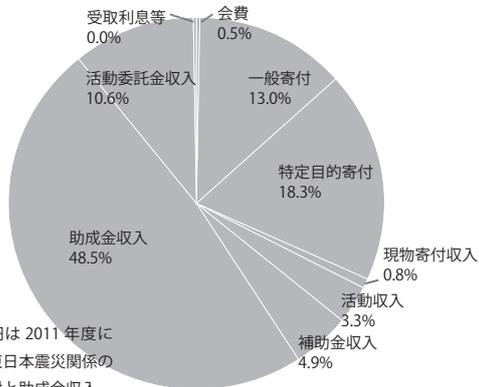
- Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- Asian Refugee Legal Aid Network (ARLAN)
- International Detention Coalition (IDC)
- NPO 法人国際協力 NGO センター (JANIC)
- NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- 公益社団法人 CIMC FORCE
- Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- NPO 法人ジャパン・プラットフォーム (JPF)
- 新宿区 NPO ネットワーク協議会
- 新宿区多文化共生連絡会
- 全国 NPO バンク連絡会
- NPO 法人なんみんフォーラム (FRJ)

会計報告

2010年7月1日～
2011年6月30日

収入の部

計：167,812,759円*

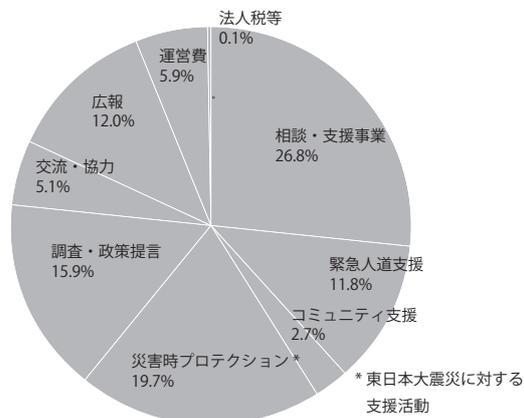


* 内5千万円は2011年度に
支出予定の東日本震災関係の
特定目的寄附と助成金収入

科目	金額 (円)	構成 (%)
会費	906,000	0.5
一般寄付	21,857,953	13.0
特定目的寄付	30,729,001	18.3
現物寄付収入	1,401,339	0.8
活動収入	5,482,602	3.3
補助金収入	8,256,336	4.9
助成金収入	81,438,981	48.5
活動委託金収入	17,705,489	10.6
受取利息等	35,028	0.0
合計	167,812,759	100

支出の部

計：122,478,825円



* 東日本大震災に対する
支援活動

科目	金額 (円)	構成 (%)
相談・支援事業	32,777,521	26.8
緊急人道支援	14,423,513	11.8
コミュニティ支援	3,319,704	2.7
災害時プロテクション	24,180,081	19.7
調査・政策提言	19,457,255	15.9
交流・協力	6,274,204	5.1
広報	14,740,102	12.0
運営費	7,175,345	5.9
法人税等	131,100	0.1
合計	122,478,825	100

難民支援協会への支援制度

JARは、多くの市民と共に活動を行い、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

難民スペシャルサポーター：249人*

難民スペシャルサポーターは、緊急の支援を必要としている難民への継続的な直接支援金(住宅費、医療費等)のほか、難民からのさまざまな相談に応じるJARの活動を資金的に支えます。

(*2011年9月末現在)

寄付者：870人

個人・団体の皆さまから幅広くいただきご寄付をいただいています。

会員：171人

JARの組織面、活動面の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

インターン・ボランティア：約100人

日本にいる難民に関心と理解を持ち、「できることから始めたい」と、様々な活動で協力してくださっています。

(2011年6月末現在)

今すぐ参加できる、 1日50円からの難民支援 難民スペシャルサポーター

皆さまからの1日50円、100円のご支援によって、難民たちは、食事、住居、医療、申請手続きなどたくさんの不安や苦しみから一息つき、明日の夢に向かって進むことができます。

毎月1,500円 / 3,000円 / 1,500円以上のご指定金額からお選びいただけます。

<http://www.refugee.or.jp/nss/>

* 難民支援協会は認定NPO法人として認定されており、ご寄付は税控除の対象になります。



〒160-0004 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階
Daisan Shikakura Building 6F, 1-7-10 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0004
Tel: 03-5379-6001 Fax: 03-5379-6002
0120-477-472 (Tel for refugees/asylum seekers)
Mail: info@refugee.or.jp